





平成18年3月7日 (火) 号外 第 6 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次

監査公表

平成17年度財政的援助団体等監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第1号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第 7 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成18年3月7日

 島根県監査委員
 藤
 山
 勉

 同
 絲
 原
 徳
 康

 同
 生
 田
 洋
 一

 同
 谷
 本
 敏

### 第1 監査の概要

#### 1 財政的援助団体等監査の主旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの及び県が資本金、 基本金等を出資している法人をいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている所管課及び団体を監査し、県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等を監査するものである。(「別表1 財政的援助団体等の監査について」参照。)

#### 2 監査対象団体及び実施団体

### (1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

### ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等(交付金、負担金及び利子補給金を含む。)を交付しているか、貸付け又は損失補償をしている団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

### イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

#### ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

### エ 県が公の施設の管理を行わせている団体

### (2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、県庁各所管課に対して行った調査の結果は次のとおりである。

	F6 + 1 1 6		財政的	援助等の形態	別件数		/\ <b>0</b> <del>\</del> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
団体区分	監査対象 団体実数	財 政 的 援 助			出資	/ <b>=</b> ₹6 /□ ±T	公の施設 管理委託	
		補助金等	貸 付 金	損失補償	山	債務保証	1,1210	
財団法人	31	14	2	3	21		9	
社団法人	12	7	1	1	6		4	
学校法人	2	2						
社会福祉法人	23	23					1	
農林水産組合	5		5					
商工会議所 商工会等	56	56						
株式会社	4		3		4			
その他	15	12	1		3	1	2	
合 計	148	114	12	4	34	1	16	

## (3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の25団体を選定し監査を実施した。

	団体	F	听	管	課		財政的援助等の形態
1	(財)島根県育英会	総		務		課	出資
2	(財)しまね海洋館	地均	或	政	策	課	出資・負担金・公の施設管理
3	(財)島根ふれあい環境財団21	環境環境				課課	出資・補助金
4	(財)しまね女性センター	環境	生	活;	総務	課	出資・負担金・公の施設管理
		文(	七	国	際	課	

5	(財)島根県文化振興財団	文化財課 古代文化センター	出資・公の施設管理
	/ H / TET / 11 12 - 12 7 1 HB	生涯学習課	山次、八の竹印笠田
6	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	自然環境課	出資・公の施設管理
7	(財)島根県環境管理センター	廃棄物対策課	出資・補助金・損失補償
8	島根県民生児童委員協議会	地 域 福 祉 課	補助金
9	(社福)島根県社会福祉事業団	健康福祉総務課 地 域 福 祉 課	補助金・公の施設管理
10	(社福)せんだん会	地 域 福 祉 課	補助金
11	(社福)島根県社会福祉協議会	青少年家庭課	補助金
12	(財)島根県障害者スポーツ協会	障害者福祉課	出資・公の施設管理
13	出雲地区森林組合	林業課	貸付金
14	(財)ホシザキグリーン財団	水 産 課	公の施設管理
15	(財)くにびきメッセ	商工政策課	出資・補助金・公の施設管理
16	(独)日本貿易振興機構松江貿易情報センター	商工政策課	補助金
17	島根県中小企業団体中央会	経 営 支 援 課	補助金
18	川本町商工会	経 営 支 援 課	補助金
19	桜江町商工会	経 営 支 援 課	補助金
20	美都町商工会	経 営 支 援 課	補助金
21	日原町商工会	経 営 支 援 課	補助金
22	益田商工会議所	経 営 支 援 課	補助金
23	江津商工会議所	経 営 支 援 課	補助金
24	(財)島根県体育協会	保健体育課	公の施設管理
25	(財)島根県教職員互助会	福 利 課	補助金

## 3 監査の実施方法、対象年度、範囲及び実施月日

## (1) 実施方法

## ア団体

団体については、実地監査を原則とした。

## イ 所管課

所管課については、書面監査を原則とした。

## (2) 対象年度

原則として平成16年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

## (3) 範囲

監査の範囲は、県が出資している団体にあっては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金、貸付金、 損失補償等の財政的援助を与えている団体にあっては、それら財政的援助に関連する範囲とし、公の施設の管理を 行わせている団体にあっては、管理委託に係る会計事務の執行や施設の維持管理の状況を範囲とした。

### (4) 実施月日

監査は、「別表2 監査実施月日」のとおり実施した。

# 第2 監査の結果

県においては、地方交付税の大幅削減により構造的な財源不足の状態に陥り、平成16年10月には「中期財政改革基本方針」を策定し、おおむね10年後における収支均衡体質への転換に向け努力することとしている。

こうした状況の中で、外郭団体については、団体の統廃合や県関与の縮小、事務執行の見直し等を行うとともに、県 単独補助金の積極的な見直しをされ、また、公の施設の管理についても、新たに指定管理者制度が導入されたところで ある。

本年度の監査にあたっては、県が出資している団体については出資目的に沿って事業が運営されているか、補助金等の財政的援助を行っている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が充分得られているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、管理委託業務が条例、協定書等に基づいて適正に行われているかなどの点について監査を行ったところである。

監査結果の概要は、 監査結果(総括)のとおりであり、また、個別の監査結果は、 監査結果(個別)に掲げるとおりである。

なお、本報告書に掲げた公表・指摘事項以外の事項については、文書又は口頭により所管課及び団体に指示(指導)・ 注意した。

### I 監査結果(総括)

「1 公表・指摘事項」は、 監査結果(個別)に掲げた公表・指摘事項のなかから、その主なものを取りまとめたものであり、また、「2 団体・県に対する意見」は、運営の合理化に関し複数の団体・所管課に共通する意見を取りまとめたものである。

#### 1 公表・指摘事項

(1) 出資している団体

ア 公益法人会計基準に基づく財務諸表について

財団法人の会計処理については、公益法人会計基準に基づき行うこととされているが、収支予算書の総括表や 正味財産増減計算書等を作成していない団体があった。

イ 会計処理について

旅費について、誤った額を支給している団体があった。

ウ 契約事務について

物品購入契約において契約書を作成していない団体や、委託契約において委託業務の完了検査及び委託料の支払いが遅れていた団体があった。

(2) 補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体

ア 会計処理について

会計に関する規程を整備していない団体や経費の執行伺を作成していない団体、認定を誤って通勤手当を支給していた団体があった。

イ 契約事務について

契約規程に基づく予定価格調書を作成していない団体があった。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体

ア 会計処理について

施設利用者の一部に対し、領収証を発行していない団体があった。

イ 施設の使用について

条例に基づく使用許可申請書を徴することなく、施設を使用させている団体があった。

- 2 団体・県に対する意見
- (1) 団体
  - ア 今後の団体のあり方について

今回監査を実施した県が出資している団体の中で、公の施設の管理にあたって指定管理者制度が導入され、指定管理者となった団体があるが、これらの団体にあっては、給与制度の見直し等による人件費の削減、外部委託業務の見直し等による維持管理費の縮減やサービス向上に取り組まれた。

今後も、県民ニーズに対応した適切な事業運営と競争に耐え得る効率的な経営がなされるよう努められたい。 なお、国においては、社会の多様なニーズに応えるため現行の公益法人制度の抜本的見直しが進められている ので、対応について検討されたい。

#### イ 運用財産の取崩への対応について

今回監査を実施した県が運用財産を出捐している団体において、この運用財産を取り崩して事業を行っている 団体があったが、このような状態が続くと将来的には運用財産が枯渇することとなる。

ついては、事業の重点化や人件費を始めとする経費の削減を徹底するとともに、財源確保について県・団体が一体となって検討されたい。

#### ウ 役員会における本人出席率の向上について

今回監査を実施した県が出資している団体において、役員会への本人出席率の低い団体があった。 多くの重要課題を解決するためには、役員の発言が重要なことから、本人出席率の向上に努められたい。

#### エ 基本財産等の管理について

今回監査を実施した県が出資している団体において、資金管理の方法をみると、ほとんどの団体では、県債、 国債等リスクの少ない方法による管理が行われていたが、一部の団体でペイオフ対策が不十分であったので、基本財産及び事業資金の適正な管理に努められたい。

#### オ 会計処理の適正化について

今回監査を実施した県が出資している団体において、会計処理の状況を見ると執行の意思決定者と出納事務の責任者が同一の団体があった。

会計処理を適正に行うためには、少なくとも執行の意思決定者と出納事務の責任者を分けるとともに、内部牽制が発揮できるよう検討されたい。

### カ 新公益法人会計基準への対応について

平成18年4月1日から適用される新公益法人会計基準は、より広範囲な利害関係者にディスクローズすることを目的として、企業会計的手法を取り入れキャッシュフロー計算書の作成、減価償却費の計上や退職給付会計の 導入を行うこととしている。

今回監査を実施した県が出資している団体のなかには、減価償却費や退職給与引当金を計上していない団体もあった。

新公益法人会計基準の導入については経過措置はあるが、この基準への対応について検討されたい。

### キ 施設使用料の納付期限の遵守について

公の施設の管理を行わせている団体において、使用料を県指定金融機関に、委託契約書に定める期日までに払い込みをしていない団体があったので、納付期限を遵守されたい。

#### (2) 所管課

## ア 公益法人に関する事務処理について

公益法人の事務処理について、「知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」に基づく定期的な検査を実施していなかったり、「公益法人管理台帳作成要領」に基づく台帳の記載内容の更新が不十分なものがあった。

ついては、この規則等に基づいた適正な事務処理に努められたい。

### イ 補助金等交付事務の執行について

補助金等の交付事務にあたって、規則に定める交付内容の通知がされていなかったり、提出期限が記載されていなかったものがあったので、適正な事務執行に努められたい。

## Ⅱ 監査結果(個別)

1	団体名	(財)島根県育英会	所 管 課	総務課(総務部)
---	-----	-----------	-------	----------

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和33年6月17日(経過年数:47年)
- (2) 目的

優秀な学生又は生徒で学資の支弁が困難であると認められる者に対する奨学金又は就学資金の貸与並びに学生寮 を運営してその修学の便を図り、もって社会に有為な人材の養成に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 210,000千円(県出資比率:39.6%)

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

高等学校等奨学金貸与事業の円滑な実施について

これまで日本育英会が行っていた高等学校等奨学金事業及び県教育委員会が実施していた高等学校奨学資金 事業については、これらの事業を統一し、高等学校等奨学金貸与事業として平成17年度よりこの団体が行うこととなった。

これに伴ない団体の業務量が大幅に増加することから、今後の状況を把握し適切な対応に努められたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

事業資金の確保について

この団体がこれまで実施している県内出身の大学生等に対する奨学金などの貸与事業については、事務局費の支出、学生会館の運営に係る補填、奨学金の返還等の状況から運用財産の取り崩しを余儀なくされ、将来的に現在の事業規模を維持することが困難になる恐れがある。

したがって、事務局経費の削減や返還が滞っている奨学金等への取り組みを強化するとともに、長期的な視点に立った財源確保について検討されたい。

大阪学生会館(学生寮)の入室率の向上について

県内出身者で近畿内の大学などに在学する学生等に対し、修学の便をはかるため70名定員の学生会館を運営 しているが、平成17年度当初の入室状況をみるとかなりの空室があった。

ついては、選考方法などの見直しにより、学生会館の入室率の向上に努められたい。

2 団 体 名 (財) Uまね海洋館 所 管 課 地域政策課

### 1 団体の設立

- (1) 時期 平成 9 年 4 月30日(経過年数: 8 年)
- (2) 目的

島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、 楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の 保護、保全を含めた豊かな海洋自然の大切さについての普及啓発に努める。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円(県出資比率:100%)

(2) 補助金、交付金等

ア 負担金名 島根県立しまね海洋館負担金

イ 内容

島根県立しまね海洋館管理運営経費として県費繰出基準に基づき公益的事業、大規模修繕、重要生物の更新等の経費を負担する。

ウ 負担金額 193,719千円

(3) 公の施設管理委託

ア 施設名 島根県立しまね海洋館(アクアス)

イ 委託方式 利用料金制度

- 3 監査の結果
- (1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

契約事務について

ノート型パソコンの購入契約において、予定価格を上回った金額で契約をしていた。

また、財団の会計規則第60条第1項の規定により契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書が作成されていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

今後の集客対策について

平成12年度開館当初の入館状況は好調であったが、その後の入館者数は減少を続けているので、展示方法の 検討や接客サービスの向上、広報・営業活動の強化等による集客対策を積極的に進められたい。

経営状況の的確な把握について

本財団は基本財産の運用益や県からの負担金収入はあるものの、多くは事業収入で運営しており、健全な運営のためには収入と支出の適正なバランスを維持することが重要である。

そのためには、試算表等の財務諸表の活用により経営状況を的確に把握するとともに、企業会計的手法による経営分析の実施についても検討されたい。

また、職員の経営感覚とコスト意識の向上にも努められたい。

内部留保資金の活用について

財団の平成16年度の決算では18億円余の多額の内部留保資金が計上されている。

この資金の活用方法については、公益法人としての性格や財団の設置目的を踏まえた運営方針を定め、集客 力向上のための施設整備の計画等を明確にした上で、慎重に検討されたい。

2	団体名	(財)島根ふれあい環境財団21	所管課	環境生活総務課
9		(別)局限/3/4 6/9/4 1環境別回21		環境政策課

#### 1 団体の設立

(1) 時期 平成13年3月19日(経過年数:4年)

(2) 目的

県民の様々な社会貢献活動を総合的・横断的に支援するとともに、県民総参加の自主的・積極的な環境保全活動 推進することにより、真の豊かさと、温かなふれあいのある地域社会の形成に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円(県出資比率:100%)

(2) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根ふれあい環境事業補助金

イ 内容

社会貢献活動や環境保全活動の円滑な推進を図るため、その事業費等を補助する。

ウ 補助金額 105,822千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

収入事務について

活動団体等に複写機を利用させているが、その領収書(控)の金額が訂正されているものがあった。

イ 運営の合理化に資する意見

環境保全活動支援助成事業の助成対象について

この事業の助成対象には、法律に基づき市町村が行わなければならない一般廃棄物のゴミの分別・収集等を 内容とする活動も含まれているので、事業の助成対象の範囲について検討されたい。

4 団体名 (財)しまね女性センター	所 管 課 環境生活総務課
--------------------	---------------

- 1 団体の設立
- (1) 時期 平成10年10月12日(経過年数:7年)
- (2) 目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円(県出資比率:89.2%)

(2) 負担金

ア 負担金名 女性相談センター管理費負担金

イ 内容

「あすてらす」において使用する電気、水道、ガス等の経費及び施設・設備の維持管理に必要な経費を負担する。

ウ 負担金額 13,029千円

(3) 公の施設管理委託

ア 施設名 島根県立男女共同参画センター(あすてらす)

島根県立中部情報化センター

イ 委託金額 85,378千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく収支予算書について

公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

自主事業に対する財源確保について

団体の自主事業は、主に、運用財産の取り崩しにより実施しているが、このような状況が続くと、将来的に は自主事業の実施が困難となる恐れがある。

ついては、団体は、経費の削減を行うとともに、自主事業の見直しや財源確保について県と一体となって検討されたい。

「あすてらす」の利用の促進について

「あすてらす」の研修室等の貸館施設や宿泊施設の利用状況は、低迷している。特に、研修を目的とした利用は、開館当初と比べ大幅に低下しており、研修参加者の宿泊利用も少ない状況にある。

団体は、「あすてらす」が男女共同参画社会の実現を図るための中心的施設であることから、今後、企画事業、研修等に工夫を加え、活用を図るとともに、県内外の女性団体、市町村等に対して、貸館施設や宿泊施設の利用について広報・啓発し、利用の促進に努められたい。

5	団体名	(財)島根県文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課 古代文化センター 生涯学習課
---	-----	--------------	-----	------------------------------------

## 1 団体の設立

- (1) 時期 平成9年3月17日(経過年数:8年)
- (2) 目的

多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域社会の形成のため、広く県内の文化振興に関する事業を行い、もって 県民福祉の向上に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円(県出資比率:100%)

(2) 公の施設管理委託

ア施設名 島根県立県民会館、島根県立美術館、島根県立石西文化会館、島根県立八雲立つ風土記の丘、

島根県立博物館、島根県立少年自然の家

イ 委託金額 1,525,448千円

- 3 監査の結果
  - (1) 所管課
    - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

- (2) 団体
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

文化事業等の実施について

団体は、指定管理者の指定を目指して、組織や職員給与の見直しを行うなど経営の効率化に取り組み、平成 17年4月から指定を受けた。

引き続き、経費の節減などの経営の効率化に努めるとともに、団体の設立趣旨を踏まえ広く県民に親しまれる文化事業等の充実に努められたい。

6 団体名 (財)三瓶フィールドミュージアム財団 所管課 自然環境課

- 1 団体の設立
- (1) 時期 平成3年7月1日(経過年数:14年)
- (2) 目的

島根県が整備する三瓶自然館及び三瓶山地区にあるその他の自然公園施設の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、自然保護に関する普及啓発事業を通じ自然保護の大切さを広く県民に訴え、もって自然環境の保全に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 30,000千円(県出資比率:30.0%)

(2) 公の施設管理委託

ア 施設名 島根県三瓶自然館(サヒメル)とその附属施設

(三瓶山北の原野営場、三瓶小豆原埋没林公園、ふれあいの里奥出雲公園)

イ 委託金額 390,202千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

- イ 運営の合理化に資する意見
  - 三瓶自然館と県内博物館等との連携について

三瓶自然館とアクアス、ゴビウス、世界遺産登録を目指す石見銀山遺跡等とが広域的に連携ができるよう、 周遊ルートの設定や共通パスポートの発行などについて、関係部局と一体となって検討されたい。

三瓶自然館の管理運営について

三瓶自然館の本館については、空調施設等の老朽化が進んでいるので、大規模修繕等を検討されたい。 また、平成16年4月「ふれあいの里奥出雲財団」から引き継いだ「ふれあいの里奥出雲公園」については、 維持管理費の増嵩が見込まれることから、公園の施設の縮小等を含め、今後のあり方を検討されたい。

#### (2) 団体

#### ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく貸借対照表等について

公益法人会計基準に基づく貸借対照表等の総括表が作成されていなかった。

また、計算書類の注記の記載事項に不備があった。

契約事務について

業務委託契約において、委託業務の完了検査及び委託料の支払いが遅れていた。

#### イ 運営の合理化に資する意見

三瓶自然館の集客対策について

三瓶自然館は、自然と親しみ、自然に学び、自然を守る心を育てる場、各種自然情報の交換の場等として整備され、企画展示や各種講座の開催、資料の収集・保存などを行っている。

今後、団体は、企画展示等に一層工夫を加えるとともに、県内外の幅広い年齢層の人々に利用されるよう広報・啓発に努められたい。

また、アクアス、ゴビウス、世界遺産登録を目指す石見銀山遺跡等との周遊ルートの設定や共通パスポートの発行などについて検討されたい。

#### 1 団体の設立

- (1) 時期 平成 4 年 3 月 4 日 (経過年数:13年)
- (2) 目的

産業廃棄物の最終処分場を建設し、産業廃棄物の処理に関する事業を行うこと等により、良好な環境を保持し、 もって県民の健康な生活に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 70,000千円(県出資比率: 31.2%)

(2) 補助金、交付金等

ア 補助金名 公共関与処分場経営安定化対策事業補助金

イ 内容

財団が処分場の建設に係る費用として金融機関から借り入れた借入金の償還金(元金及び借入利息)の一部を補助する。

ウ 補助金額 121,028千円

(3) 損失補償

ア 内容

財団が処分場建設に係る費用として金融機関から借り入れた借入金に関し損失補償を行う。

イ 損失補償限度額 6,292,413千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

### ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

支出事務について

旅費の額の計算を誤って支給していた。

### イ 運営の合理化に資する意見

今後の経営のあり方について

平成14年開設以来、単年度の収支均衡が図られるよう努力した結果、事業収益は増加しており、平成16年度 は黒字に転換した。

しかしながら、各種リサイクル法の強化や産業廃棄物減量税の導入に伴い産業廃棄物最終処分量の減少が予想されるため、今後、一層の収益確保の取り組みが必要となってくるものと思われる。

また、一方で現在の管理型第1期処分場は平成20年には容量が不足するため、今後、第2期工事が予定されていることから、多額の投資に伴う借入金償還金等も増大してくることとなる。

したがって、会社訪問やダイレクトメールの活用などの営業活動を更に強化するとともに、委託契約の見直 し、予定価格の精査等競争原理の導入や諸経費の節減にも努められたい。

8 団体名 島根県民生児童委員協議会 所管課 地域福祉課

#### 1 団体の設立

(1) 時期 昭和37年7月3日(経過年数:43年)

(2) 目的

民生委員、児童委員制度の運営に関する基本方針及び活動の強化推進に関する具体的方策を調査研究し、会員相 互の連絡提携と意志の疎通を図り、もって親睦と研鑚に努め奉仕の精神に徹し、社会福祉の増進を期する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 市町村民生児童委員協議会活動費補助金

イ 内容 市町村民生児童委員協議会の活動の充実強化を図る。

ウ 補助金額 22.304千円

## 3 監査の結果

(1) 所管課

## ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

民生児童委員の活動しやすい環境づくりについて

委員は、社会奉仕の精神をもち、また、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることとされている。

核家族化、少子高齢化の進展による独居老人世帯や子育てに悩む母親等が増加するなかで、地域などの様々な情報の入手も難しくなり、委員が十分に活動を行うことができにくくなる傾向にある。

ついては、県民の民生児童委員活動に対する十分な理解を得るための啓発や、市町村民生児童委員協議会等が行う適切な情報提供や研修の充実などにより、委員が活動しやすい環境づくりに努められたい。

### (2) 団体

### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

民生児童委員活動の充実のための取り組みについて

地域住民全体による地域福祉の推進が求められるなか、そのネットワークの中核的役割を果たす民生児童委員の活動を充実・強化する必要がある。

団体は、委員活動強化のための具体的な取組みを検討するとともに、市町村民生児童委員協議会等と連携して情報提供等の充実に努められたい。

0	団体名	(社福)島根県社会福祉事業団	所管課	健康福祉総務課
9	四 14 石	( 社福 ) 島根県社会福祉事業団		地域福祉課

## 1 団体の設立

- (1) 時期 昭和63年4月18日(経過年数:37年)
- (2) 目的

利用者が個人の尊厳を保持しつつその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するため次の社会福祉事業を行う。

- ア 第1種社会福祉事業(知的障害者更生施設、特別養護老人ホーム、身体障害者療護施設等の設置経営)
- イ 第2種社会福祉事業(保育所の設置経営、老人・身体障害者・知的障害者短期入所事業、老人・身体障害者・ 知的障害者・精神障害者居宅介護等事業等の実施)
- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 元利補給金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金
  - イ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び 利子の全部又は一部を助成する。

- ウ 補助金額 14,373千円
- (2) 公の施設管理委託
  - ア 施設名 島根県立東部総合福祉センター(いきいきプラザ島根)

島根県立西部総合福祉センター(いわみーる)

イ 委託金額 185,496千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

10	団体名	(社福)せんだん会	所管課	地域福祉課
----	-----	-----------	-----	-------

## 1 団体の設立

- (1) 時期 昭和42年12月1日(経過年数:38年)
- (2) 目的

利用者が個人の尊厳を保持しつつその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援するため次の社会福祉事業を行う。

- ア 第1種社会福祉事業(児童擁護施設、知的障害者授産施設、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、知的障害 者福祉ホームの設置経営)
- イ 第2種社会福祉事業(保育所・精神障害者社会復帰施設の設置経営、老人デイサービス事業の実施)
- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 元利補給金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金
  - イ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び 利子の全部又は一部を助成する。

ウ 補助金額

22,985千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

11 団体名 (社福)島根県社会福祉協議会 所管課 青少年家庭課

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和27年6月9日(経過年数:53年)
- (2) 目的

島根県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 ふれあい・子育てコミュニティ推進事業費補助金
  - イ 内容

地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、島根県社会福祉協議会を通じて、子育てサロンの設置・運営及びITを活用し地域の子育て支援情報を提供する事業に対して助成する。

- ウ 補助金額 17,878千円
- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

- (2) 団体
  - ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

予定価格の設定について

50万円以上の委託契約において、予定価格が設定されていなかった。

12 団体名 (財)島根県障害者スポーツ協会 所管課 障害者福祉課

1 団体の設立

(1) 時期 平成12年3月17日(経過年数:5年)

(2) 目的

障害者がスポーツ活動を通じて、健康の増進及び自立意欲の向上を図ることにより、障害者の社会参加を促進し、 障害者福祉の向上に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円(県出資比率:39.2%)

(2) 公の施設管理委託

ア 施設名 島根県立はつらつ体育館

イ 委託金額 7,942千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

使用料の収納事務について

体育館利用者の使用料収納にあたり、児童・生徒等の利用については、利用の都度使用料を現金で受領していたが、その際に領収証を発行していなかった。

公益法人会計基準に基づく正味財産増減計算書等について

公益法人会計基準に基づく正味財産増減計算書が未作成のほか、計算書類の注記が記載されていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

自主事業に対する財源確保について

団体は事務局部門の統合による内部管理経費の削減や、賛助会員の拡大による会費収入の確保に努め自主事業を行っているが、金利の低下に伴い基本財産の運用益が減少し、将来的にはこの事業の実施が困難となる恐れがある。

ついては、自主事業の見直しや財源確保について県と一体となって検討されたい。

13	団体名	出雲地区森林組合	所 管 課	林業	課

- 1 団体の設立
- (1) 時期 平成10年10月1日(経過年数:7年)
- (2) 目的

この組合は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増強を図る。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 貸付金

ア 貸付金名 森林組合広域合併促進資金

イ 内容

地域林業の中核的担い手としての森林組合の事業展開・体質強化・経営安定化を目指して、事業活動を通じ、 森林の流域管理システムを有効に機能させるため、合併直後の森林組合に事業資金を貸し付ける。

ウ 貸付金額 42,840千円(平成17年3月31日現在)

10年償還(据置期間3年 無利子)

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

14 団 体 名 (財)ホシザキグリーン財団 所 管 課 水 産 課

- 1 団体の設立
- (1) 時期 平成2年5月30日(経過年数:15年)
- (2) 目的

野生動植物の保護繁殖に関する事業及びこれに資するための関連事業を実施し、もって人と自然の調和した自然 環境の保全に資する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 公の施設管理委託

ア 施設名 島根県立宍道湖自然館(ゴビウス)

イ 委託金額 114,440千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

宍道湖自然館の利活用について

宍道湖自然館の入館者数は、開館以来減少傾向にあるので、他の観光施設等を所管する部局と連携し入館者 の増加対策に努められたい。

特に、教育委員会に対し児童・生徒の自然保護や環境教育の場として活用されるよう働きかけられたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

宍道湖自然館の利活用について

宍道湖自然館の入館者数は、開館以来減少傾向にあるので、他の観光施設等とのネットワークによる連携強化を図るなど、入館者の増加対策に努められたい。

特に、教育関係機関に対し児童・生徒の自然保護や環境教育の場として活用されるよう働きかけられたい。

15 |団 体 名|(財)くにびきメッセ |所 管 課|商工政策課

- 1 団体の設立
- (1) 時期 平成3年9月26日(経過年数:14年)
- (2) 目的

本県の優れた自然、歴史的・文化的資源を活かし、コンベンションの誘致・支援を行い、県内産業の振興、地域 の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 515,007千円(県出資比率:63.7%)

(2) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県学会等開催支援事業費補助金

イ 内容

コンベンションの県内への誘致推進のため学会等開催に対する支援を行う。

- ウ 補助金額 25,600千円
- (3) 公の施設管理委託

ア 施設名 島根県立産業交流会館(くにびきメッセ)

イ 委託金額 34,052千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

予算及び決算書類の処理について

公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかったり、寄付行為に定められている事業 計画書等が知事に報告されていなかったので、今後は適正な処理がされるよう指導されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

公益法人会計基準に基づく収支予算書について

公益法人会計基準に基づく収支予算書の総括表が作成されていなかった。

予算及び決算事務について

寄付行為第10条の事業計画書及び収支予算書並びに第12条の事業報告書及び収支決算書が知事に報告されていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

経営の安定化について

団体は、指定管理者の指定を目指して、組織や職員給与の見直しを行うなど経営の効率化に取り組み、平成 17年4月から指定を受けたところである。

一方で、近年会館の利用率が低下傾向にあり、会費収入も減少している。

したがって団体は、自治体・企業等の訪問活動を行うとともに、一層のサービスの向上に取り組み、施設の 利用促進を図られたい。併せて賛助会員の拡大による会費収入の増加にも取り組まれたい。

また、維持管理のコスト、人件費、諸経費等についても引き続き削減に努め経営の安定を図られたい。

16 団体名 (独)日本貿易振興機構松江貿易情報セン 所管課 商工政策課

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和42年6月1日(経過年数:38年)
- (2) 目的

我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 (独)日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金
  - イ 内容

松江貿易情報センターの円滑適正なる運営と効率的な事業活動を推進するために補助する。

- ウ 補助金額 12,000千円
- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

17	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	経営支援課
----	-----	--------------	-----	-------

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和31年2月13日(経過年数:49年)
- (2) 目的

中小企業等協同組合の組織、事業及び経営指導その他組合の健全な発展を図るため必要な事業を行うことにより、組合の事業を促進し、もって中小規模の商業、鉱業、工業、運送業、サービス業その他の事業を行う者の経済的地位の向上を図る。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金
  - イ 内容

中小企業協同組合の組織、事業及び経営の指導その他組合の健全な発展を図るために必要な事業費等に対して補助する。

- ウ 補助金額 123,162千円
- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

### ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18 団体名 川本町商工会 所管課 経営支援課

#### 1 団体の設立

- (1) 時期 昭和35年9月27日(経過年数:45年)
- (2) 目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健 全な発展に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金
  - イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議 所に経営指導員を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 18,689千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

中心市街地の活性化について

中山間地域においては、中心市街地の衰退が大きな問題となっているため、川本町商工会では、中心市街地の現状と問題点及びその活性化策等について調査研究が進められ一定の成果が得られたところである。

商工会は、この成果を活かして農林水産業と一体となった中心市街地の活性化に取り組まれたい。

19	団体名	桜江町商工会	所 管 課	経営支援課
----	-----	--------	-------	-------

## 1 団体の設立

- (1) 時期 昭和35年10月1日(経過年数:45年)
- (2) 目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、併せて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金
  - イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安全に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 13,918千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

支払事務について

職員の通勤手当の認定を誤って支給していたものがあった。

イ 運営の合理化に資する意見

地域特産品の開発支援について

中山間地域においては、人口減少や少子高齢化の進展に加え公共事業の減少等に伴い地域経済力の低下が大きな問題となってきているが、桜江町では、地域資源を活用した特産品開発が進行しつつある。

商工会としても、農林水産業と連携してこうした動きを一層支援されたい。

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和36年1月12日(経過年数:44年)
- (2) 目的

地区内における商工業の総合的改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金
  - イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安全に寄与することを目的として商工会・商工 会議所に経営指導員を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

- ウ 補助金額 17,526千円
- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

21 団体名日原町商工会	所 管 課	経営支援課
--------------	-------	-------

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和35年9月28日(経過年数:45年)
- (2) 目的

地区内における商工業の総合的改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金
  - イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安全に寄与することを目的として商工会・商工 会議所に経営指導員を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

- ウ 補助金額 14,152千円
- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

扶養手当の認定について

被扶養者の所得要件を判断する証拠書類がないまま、職員の扶養手当を認定していた。

22	団体名	益田商工会議所	所 管 課	経営支援課
----	-----	---------	-------	-------

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和27年5月9日(経過年数:53年)
- (2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤として、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の 増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金
    - (ア) 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安全に寄与することを目的として商工会・商 工会議所に経営指導員を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

- (f) 補助金額 37,460千円
- イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金
  - ⑦ 内容

創業予定者や小規模事業者等の経営上の様々な課題の解決に対処するために県内に設置する「地域中小企業 支援センター」の事業に要する経費を補助する。

- **イ**) 補助金額 16,030千円
- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23 団 体 名 | 江津商工会議所 所 管 課 | 経営支援課

1 団体の設立

(1) 時期 昭和31年5月14日(経過年数:49年)

(2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、かねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金
  - イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議 所に経営指導員を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 30,961千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

会計に関する規程について

会計に関する規程が整備されていなかった。

24 団体名 (財)島根県体育協会 所管課 保健体育課	
-----------------------------	--

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和46年3月24日(経過年数:34年)
- (2) 目的

県内の体育、スポーツの振興に関する事業及び島根県教育委員会から委託を受けた事業を行い、県民の体力の向上に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 公の施設管理委託

ア 施設名 島根県立武道館、島根県立石見武道館、島根県立水泳プール、島根県立体育館

島根県立ライフル射撃場

イ 委託金額 494,228千円

- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

県立ライフル射撃場の管理について

県は、この施設の管理を団体に委託しているが、団体は、「使用許可申請書」を使用者から徴することなく 施設を使用させていたり、使用料を調定していた。

今後、団体に対して、施設の管理を適正に行うように指導されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

管理業務について

県立ライフル射撃場の「使用許可申請書」を使用者から徴することなく施設を使用させていたり、使用料を 調定していた。

25	団体名	(財)島根県教職員互助会	所 管 課	福	利	課
----	-----	--------------	-------	---	---	---

- 1 団体の設立
- (1) 時期 昭和36年7月28日(経過年数:43年)
- (2) 目的

島根県における教育文化の振興発展と教職員及び教育関係者の福利の向上と生活の安定に寄与する。

- 2 監査対象とした財政的援助等の概要
- (1) 補助金、交付金等
  - ア 補助金名 (財)島根県教職員互助会補助金
  - イ 内容

島根県教職員等の福利増進のため(財)島根県教職員互助会が行う元気回復事業の経費に対して補助する。

- ウ 補助金額 69,003千円
- 3 監査の結果
- (1) 所管課
  - ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

公表・指摘事項

執行伺について

説明会における会場使用料に関する執行伺が作成されていなかった。

契約方法について

50万円以上の委託契約において予定価格が設定されていなかった。

## 別表 1 財政的援助団体等の監査について

### 1 根拠規程

地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

### 2 財政的援助等の説明(主なもの)

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付
	するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
	特定の者が、金融機関から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当
損失補償	該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機
	関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの $4$ 分の $1$ 以上を出資しているもの
	特定の者が金融機関から融資を受ける際、普通地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関
債務保証	等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証するいわゆる、債務保証契約が結ばれ
	ているもの
公の施設管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、
ムの心故官珪	地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

## 3 監査結果の決定、提出、公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

## 4 監査結果報告に対する措置状況の通知、公表

監査結果報告に対し、議会、知事、委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。 通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

# 別表 2 監査実施月日

	B #	実施生	実 施 年 月 日			
	団 体	団 体	所 管 課			
1	(財)島根県育英会	11月8日	1月17日			
2	(財)しまね海洋館	11月17日	1月17日			
3	(財)島根ふれあい環境財団21	11月8日	1月17日			
4	(財)島根女性センター	11月24日	1月17日			
5	(財)島根県文化振興財団	11月8日	1月17日			
6	(財)三瓶フィールドミュージアム財団	11月24日	1月17日			
7	(財)島根県環境管理センター	11月15日	1月17日			
8	島根県民生児童委員協議会	11月15日	1月17日			
9	(社福)島根県社会福祉事業団	11月8日	1月17日			
10	(社福)せんだん会	11月9日	1月17日			
11	(社福)島根県社会福祉協議会	11月15日	1月17日			
12	(財)島根県障害者スポーツ協会	11月15日	1月17日			
13	出雲地区森林組合	11月16日	1月17日			
14	(財)ホシザキグリーン財団	11月17日	1月17日			
15	(財)くにびきメッセ	11月16日	1月17日			
16	(独)日本貿易振興機構松江貿易情報センター	11月9日	1月17日			
17	島根県中小企業団体中央会	11月15日	1月17日			
18	川本町商工会	11月25日	1月17日			
19	桜江町商工会	11月25日	1月17日			
20	美都町商工会	11月25日	1月17日			
21	日原町商工会	11月24日	1月17日			
22	益田商工会議所	11月25日	1月17日			
23	江津商工会議所	11月18日	1月17日			
24	(財)島根県体育協会	11月14日	1月17日			
25	(財)島根県教職員互助会	11月14日	1月17日			